

災害対策本部設置以降

□ 広報活動⑦ < 知事 (災害対策本部本部長) >

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態	□ 県民への呼びかけ文の作成、発信を指示	知事 (災害対策本部本部長)	災害対策本部事務局	D-16①⑦		
2		□ 必要に応じて、記者会見に出席。メディアを通じ県民へ呼びかけ	知事 (災害対策本部本部長)				会場：会見室

□ 広報活動⑧ < 災害対策本部事務局総務係 >

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考	
1	施設敷地緊急事態以降	□ 随時、広報班と連絡調整	・ 報道発表資料提供	災害対策本部総務係	災害対策本部広報班	D-① D-②~ ⑬	庁内内線	※情報係および県緊急時モニタリング本部作成成分について総務係を通じて広報班へ提出
2			・ 記者会見開催	災害対策本部総務係	災害対策本部広報班	D-⑩	庁内内線	
3			・ SNSによる発信文	災害対策本部総務係	災害対策本部広報班	D-⑭ D-⑮	庁内内線	
4			・ 県ホームページへの情報の掲載	災害対策本部総務係	災害対策本部広報班		庁内内線	
5		□ 広報班と連携し、問合せ専用窓口を設置	・ 問合せ専用電話番号指定 ・ 問合せ対応担当者を配置 ・ 問合せ専用窓口を報道発表資料提供、県ホームページ等で公表	災害対策本部総務係	災害対策本部広報班	D-⑰	NTT電話	※可能な限り外国語のできる職員を確保
6		□ 報道発表資料を調製	● 事務局長決裁後、広報班へ提出 ・ 災害対策本部設置 ・ 災害対策本部本部員会議開催案内 ● 県ホームページへ掲載	災害対策本部総務係	災害対策本部広報班	D-① D-③⑤		
7		□ 報道発表資料をOFC派遣職員、災害対策地方本部事務局へ送付		災害対策本部総務係	・ OFC派遣職員 ・ 災害対策地方本部事務局 (土木班)	B-⑩ D-③⑤	・ 電子メール ・ 一斉指令装置 FAX ・ IP-FAX	※電子メールの使用優先
8		□ 報道発表資料を関係機関へ送付		災害対策本部総務係	・ 県内各市町 ・ 県内各消防本部 ・ 自衛隊 (今津、大津) ※状況に応じて、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関を追加	B-⑩ D-③⑤	・ 電子メール ・ 一斉指令装置 FAX ※NITFAX (指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関)	※電子メールを優先使用
9		□ 報道発表資料を調製	事務局長決裁後、広報班へ提出 ・ 災害対策本部本部員会議開催結果	災害対策本部総務係	・ 広報班	D-④	PC	
10		□ 報道発表資料をOFC派遣職員、災害対策地方本部事務局へ送付		災害対策本部総務係	・ OFC派遣職員 ・ 災害対策地方本部事務局 (土木班)	B-⑩ D-④ D-⑰⑱	・ 電子メール ・ 一斉指令装置 FAX ・ IP-FAX	※電子メールの使用優先

2 実務遂行マニュアル
(2) 活動項目別(確認シート)

□ 広報活動⑧ <災害対策本部事務局総務係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
11	施設敷地緊急事態以降	□ 報道発表資料を関係機関へ送付	災害対策本部 総務係	・ 県内各市町 ・ 県内各消防本部 ・ 自衛隊(今津、大津) ※状況に応じて、指定 地方行政機関、指定公 共機関、指定地方公共 機関を追加	B-10 D-4 D-10①⑦	・ 電子 メール ・ 一斉指 令装置 FAX ・ NTTFAX (指定地 方行政機 関、指定 公共機 関、指定 地方行政 機関)	※電子メールを優先 使用
12		□ 必要に応じて、記者 会見を開催(運営)	・ 総務係長は同席 し、広報班長を補佐 災害対策本部 総務係	県政記者クラブ	D-10		会場：会見室 ※広報班長による記 者説明

□ 広報活動⑨ <災害対策本部事務局情報係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	□ 報道発表資料を調製	● 事務局長決裁後、 総務・広報班を通じ て広報班へ提出 ・ 事態の状況(10条 通報、15条報告、原 子力緊急事態宣言、 25条報告等) ● 県ホームページへ 掲載	災害対策本部 事務局情報係 (情報処理 係、情報第1 ~3係)	・ 災害対策本部事務局 長 ・ 災害対策本部広報班	D-1 D-7~ 13	PC
2		□ 報道発表資料を災害 対策本部各班、OFC派遣 職員、災害対策地方本 部事務局へ送付	災害対策本部 事務局情報係 (情報処理 係、情報第1 ~3係)	① 災害対策本部各班 ② OFC派遣職員 ③ 災害対策地方本部事 務局(土木班)(湖 北、高島) ④ ③以外の災害対策地 方本部事務局(土木 班)	B-10 D-7~ 13	① 電子 メール ・ 防災 FAX ② IP-FAX ③④ ・ 一斉指 令装置 FAX	※電子メールが使用 できる場合は、電子 メールの使用優先 ※③については、 IP-FAXも利用可
3		□ 報道発表資料を関係 機関へ伝達	災害対策本部 事務局情報係 (情報処理 係、情報第1 ~3係)	① 長浜市、高島市 ② 湖北消防、高島市消 防 ③ 警察本部警備第二課 ④ 自衛隊(今津、大 津)	B-10 D-7~ 13	・ 電子 メール ①②④ 一斉指 令装置 FAX ③、 防災FAX	※電子メールの使用 優先 ※①については、IP- FAXも利用可
4				⑤ ①以外の市町 ⑥ ②以外の消防 ⑦ 状況に応じて、指 定 地方行政機関、指定公 共機関、指定地方公共 機関を追加	B-10 D-7~ 13	・ 電子 メール ⑤⑥ 一斉指 令 装置 FAX ⑦ NTTFAX	※電子メールの使用 優先
5		□ 状況に応じて、し らしがメールにより情 報を発信	災害対策本部 事務局情報係 (情報処理 係、情報第1 ~3係)	県民	D-15	PC	
6		□ 必要に応じて、記者 会見を開催(運営)	・ 情報係長は同席 し、広報班長を補佐 災害対策本部 事務局情報係 (情報処理 係、情報第1 ~3係)	県政記者クラブ	D-10		会場：会見室 ※広報班長による記 者説明

2 実務遂行マニュアル
(2) 活動項目別 (確認シート)

□広報活動⑩<対策拠点施設 (OFC) 派遣職員>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	<input type="checkbox"/> 災害対策本部事務局総務係、情報係および県緊急時モニタリング本部企画調整班から県における広報関係文書を受信 <input type="checkbox"/> 県における広報関係文書について、必要に応じて、国等関係者へ報告 (情報共有)	OFC派遣職員	・災害対策本部事務局総務係 ・災害対策本部事務局情報係 ・県緊急時モニタリング本部企画調整班 原子力防災専門官等関係者	B-⑩ D-③④⑤ D-⑦~ ⑬ D-⑯⑰	・IP-FAX ・IP-電話 ・ノートPC (共有フォルダ)	

地方本部

□広報活動⑪<地方本部>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	警戒事態以降	<input type="checkbox"/> 地方記者からの問合せに対応	土木事務所	地方記者	D-⑱	NTT電話	
2		<input type="checkbox"/> 地域住民からの問合せに対応	災害警戒地方本部事務室	地域住民	D-⑱	NTT電話	
3		<input type="checkbox"/> 随時、報道発表資料を受領	災害対策地方本部事務局	・警戒2号体制対応班 ・災害警戒本部事務室 ・災害対策本部事務局 ・県緊急時モニタリング本部企画調整班	B-⑩ D-②~ ⑬ D-⑯⑰	・電子メール ・一斉指令装置 FAX	※電子メールの使用優先

2 実務遂行マニュアル
(2) 活動項目別（確認シート）

※ 緊急時モニタリングに係る活動詳細については、別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」による。

☆モニタリング①<原子力防災室（勤務時間内）>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	発生前	☆各資機材を管理（メンテナンスを実施）	環境放射線モニタリングシステム ・モニタリング情報共有システム ・サーベイメータなど	原子力防災室（勤務時間内）		A-①	
2		☆固定観測局による空間放射線量率を監視	環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認	原子力防災室（勤務時間内）			・環境放射線モニタリングシステム ・PC
3	情報収集事態	☆固定観測局による空間放射線量率の監視を強化	環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認	原子力防災室（勤務時間内）			・環境放射線モニタリングシステム ・PC
4	警戒事態以降	☆県緊急時モニタリング本部を設置	防災危機管理監決裁	原子力防災室（勤務時間内）			
5		☆県緊急時モニタリング本部要員を招集		原子力防災室（勤務時間内）	県緊急時モニタリング本部要員		NTT電話
6		☆固定観測局による空間放射線量率の監視を強化	環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認	原子力防災室（勤務時間内）			・環境放射線モニタリングシステム ・PC

警戒2号体制

☆モニタリング②<警戒2号体制対応班（総務・広報班）>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	情報収集事態	☆随時、情報・連絡調整班と固定観測局による空間放射線量率の測定結果を共有		警戒2号体制対応班情報・連絡調整班			
2	警戒事態	☆県緊急時モニタリング本部を設置	防災危機管理監決裁	警戒2号体制対応班総務・広報班			
3		☆県緊急時モニタリング本部要員を招集		警戒2号体制対応班総務・広報班	県緊急時モニタリング本部要員		NTT電話

☆モニタリング③<警戒2号体制対応班（情報・連絡調整班）>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
2	情報収集事態	☆固定観測局による空間放射線量率の監視を強化	環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認	警戒2号体制対応班情報・連絡調整班			・環境放射線モニタリングシステム ・PC
2	警戒事態	☆県緊急時モニタリング本部を設置	防災危機管理監決裁	警戒2号体制対応班情報・連絡調整班			
3		☆県緊急時モニタリング本部要員を招集		警戒2号体制対応班情報・連絡調整班	県緊急時モニタリング本部要員		NTT電話

災害警戒本部設置以降

☆モニタリング④<防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部本部長)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	警戒事態	☆県緊急時モニタリング本部設置を指示	防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部本部長)	防災危機管理局			
2		☆県緊急時モニタリング本部本部長として県緊急時モニタリング本部の活動を掌握、要員を指揮	防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部本部長)	県緊急時モニタリング本部要員			
3		☆災害警戒本部本部員会議に出席し、求めに応じてモニタリング結果等を会議にて報告	防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部本部長)		C-④		会場: 防災対策会議室
4		☆県内モニタリング結果に係る報告を受け、必要に応じ災害警戒本部本部長等へ伝達	防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部本部長)	災害警戒本部本部長(副知事)等			

☆モニタリング⑤<防災危機管理局副局長(県緊急時モニタリング本部企画調整班長)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	警戒事態	☆県緊急時モニタリング本部企画調整班長として要員を指揮	防災危機管理局副局長(県緊急時モニタリング本部企画調整班長)	県緊急時モニタリング本部企画調整班要員			
2		☆県緊急時モニタリング本部本部長を補佐	防災危機管理局副局長(県緊急時モニタリング本部企画調整班長)	県緊急時モニタリング本部本部長			

☆モニタリング⑥<災害警戒本部事務局総務・広報班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	警戒事態	☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連絡調整(情報共有)	災害警戒本部事務局総務・広報班	県緊急時モニタリング本部企画調整班		庁内内線	

☆モニタリング⑦<災害警戒本部事務局情報班、無線通信・連絡調整班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	警戒事態	☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連絡調整(情報共有)	災害警戒本部事務局情報班、無線通信・連絡調整班	県緊急時モニタリング本部企画調整班		庁内内線	

災害対策本部設置以降

☆モニタリング⑧<防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部長)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	☆防災危機管理局から報告を受け、県緊急時モニタリング本部設置を指示	防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部長)	防災危機管理局			
2	緊急事態以降	☆県緊急時モニタリング本部長として県緊急時モニタリング本部の活動を掌握、要員を指揮	防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部長)	県緊急時モニタリング本部要員			
3		☆災害対策本部本部員会議に出席し、求めに応じてモニタリング結果等を会議にて報告	防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部長)				会場：防災対策会議室
4		☆県内モニタリング結果に係る報告を受け、必要に応じ災害対策本部本部長等へ伝達	防災危機管理監(県緊急時モニタリング本部長)	・災害対策本部本部長(知事) ・災害対策本部副本部長(副知事)			

☆モニタリング⑨<防災危機管理局副局長(県緊急時モニタリング本部企画調整班長)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	☆県緊急時モニタリング本部企画調整班長として要員を指揮	防災危機管理局副局長(県緊急時モニタリング本部企画調整班長)	県緊急時モニタリング本部企画調整班要員			
2	緊急事態以降	☆県緊急時モニタリング本部長を補佐	防災危機管理局副局長(県緊急時モニタリング本部企画調整班長)	県緊急時モニタリング本部長			

☆モニタリング⑩<災害対策本部事務局総務係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連絡調整(情報共有)	・県内モニタリング結果 災害対策本部事務局総務係	県緊急時モニタリング本部企画調整班		庁内内線	

☆モニタリング⑪<災害対策本部事務局情報係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連絡調整(情報共有)	・県内モニタリング結果 災害対策本部事務局情報係(情報処理係、情報第1~3係)	県緊急時モニタリング本部企画調整班		庁内内線	

★モニタリング⑫<災害対策本部事務局通信・気象係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連絡調整 (情報共有)	・県内モニタリング結果	災害対策本部事務局通信・気象係	県緊急時モニタリング本部企画調整班	庁内内線	

★モニタリング⑬<対策拠点施設 (OFC) 派遣職員>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班から連絡受信	OFC派遣職員	県緊急時モニタリング本部企画調整班		・IP-FAX ・NIT電話 ・ノートPC (共有フォルダ)	

★モニタリング⑭<災害対策本部環境政策班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部企画調整班へ職員を動員) ☆主に、(大気班)、琵琶湖水班、林産物班との連絡調整を担当	環境政策課 (災害対策本部環境政策班)	(・県緊急時モニタリング本部大気班 (湖北)) (・県緊急時モニタリング本部大気班 (高島)) ・県緊急モニタリング本部琵琶湖水班 ・県緊急時モニタリング本部林産物班 (湖北) ・県緊急モニタリング本部林産物班 (高島)			

★モニタリング⑮<災害対策本部琵琶湖政策班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部琵琶湖水班として活動) ☆環境試料を採取	災害対策本部琵琶湖政策班				※空間放射線量率が0.5μSv/hを超過した地域
2		☆採取試料を分析班へ搬送	災害対策本部琵琶湖政策班	県緊急時モニタリング本部分析班 (衛生科学センター)			

★モニタリング⑯<災害対策本部生活衛生班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部企画調整班へ職員 (食の安全推進室職員) を動員)	災害対策本部生活衛生班				
2	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部飲料水班【市町等水道事業者担当】として活動) ☆市町水道事業者における水道水の放射能測定・分析を支援	災害対策本部生活衛生班	市町等水道事業者			※空間放射線量率が0.5μSv/hを超過した地域

☆モニタリング⑱<災害対策本部薬務感染症対策班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	警戒事態以降	(県緊急時モニタリング本部大気班要員として水準ポストによる空間放射線量率の監視を強化)	衛生科学センター				
2	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部企画調整班へ職員を動員)					
		☆主に、県緊急時モニタリング本部分析班との連絡調整を担当	災害対策本部薬務感染症対策班	県緊急時モニタリング本部分析班(衛生科学センター)			
3		(県緊急時モニタリング本部分析班として活動)					
		☆大気班等から搬入された環境試料中の放射性物質を分析	災害対策本部薬務感染症対策班(衛生科学センター)			ゲルマニウム半導体検出器	※空間放射線量率が0.5 μ Sv/hを超過した地域
4		☆分析結果を県緊急時モニタリング本部企画調整班へ報告	災害対策本部薬務感染症対策班(衛生科学センター)	県緊急時モニタリング本部企画調整班			

☆モニタリング⑲<災害対策本部農政班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部企画調整班へ職員を動員)					
		☆主に、県緊急時モニタリング本部農作物班、畜産物班、水産物班との連絡調整を担当	災害対策本部農政班	・県緊急時モニタリング本部農作物班(湖北) ・県緊急時モニタリング本部農作物班(高島) ・県緊急時モニタリング本部畜産物班 ・県緊急時モニタリング本部水産物班			

☆モニタリング⑳<災害対策本部農業経営班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部農作物班【農作物総合調整担当】として活動)					
		☆農作物のモニタリングに関する総合調整、農作物班【湖北担当】【高島担当】の支援	災害対策本部農業経営班	・県緊急時モニタリング本部農作物班(湖北) ・県緊急時モニタリング本部農作物班(高島)			※空間放射線量率が0.5 μ Sv/hを超過した地域
		☆県緊急時モニタリング本部企画調整班との連絡調整	災害対策本部農業経営班	県緊急時モニタリング本部企画調整班			

☆モニタリング⑳<災害対策本部畜産班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部畜産物班として活動)					※空間放射線量率が0.5 μ Sv/hを超過した地域
		☆環境試料を採取	災害対策本部畜産班				
2		☆採取試料を分析班へ搬送	災害対策本部畜産班	県緊急時モニタリング本部分析班(衛生科学センター)			

☆モニタリング㉑<災害対策本部水産班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部水産物班として活動)					※空間放射線量率が0.5 μ Sv/hを超過した地域
		☆環境試料を採取(入手)	災害対策本部水産班				
2		☆採取(入手)試料を分析班へ搬送	災害対策本部水産班	県緊急時モニタリング本部分析班(衛生科学センター)			

☆モニタリング㉒<災害対策本部企業部>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	(県緊急時モニタリング本部飲料水班として活動)					※詳細は、企業庁が定めるところによる。
		☆企業庁における水道水の放射能測定・分析を実施	災害対策本部企業部				

地方本部

☆モニタリング㉓<地方本部>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	警戒事態以降	☆県緊急時モニタリング本部大気班要員参集(確保)	災害警戒地方本部(湖北、高島)事務室その他				
			災害対策地方本部(湖北、高島)事務局(土木班)その他				
2		☆大気班は、企画調整班からの指示に基づきモニタリングを実施	災害警戒地方本部(湖北、高島)事務室その他	県緊急時モニタリング本部企画調整班			・可搬型モニタリングポスト ・モニタリング車による測定 ・サーベイメータによる測定
			災害対策地方本部(湖北、高島)事務局(土木班)その他	県緊急時モニタリング本部企画調整班			・NaIシンチレーション式サーベイメータ

☆モニタリング④<地方本部>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
3	施設敷地緊急事態以降	☆大気中放射性物質拡散予測結果を受信	災害対策地方本部(湖北、高島)事務局(土木班)	原子力安全技術センター		SPEEDI中継機Ⅱ	
4	全面緊急事態以降	☆県緊急時モニタリング本部農作物班、林産物班要員参集	・災害対策地方本部(湖北、高島)農業農村振興班 ・災害対策本部地方本部(湖北、高島)森林整備班				
5		☆県緊急時モニタリング本部企画調整班からの指示に基づきモニタリングを実施(農作物班、林産物班)	・環境試料を採取 ・採取試料を分析班への搬送 ・災害対策地方本部(湖北、高島)農業農村振興班 ・災害対策本部地方本部(湖北、高島)森林整備班				
6		☆県緊急時モニタリング本部企画調整班からの指示に基づき、可搬型ダストサンプラ(または、モニタリング車搭載の採取装置)により大気中の放射性ヨウ素濃度測定試料を採取	採取試料を分析班へ搬送 災害対策地方本部(湖北、高島)事務局(土木班)	県緊急時モニタリング本部企画調整班		モニタリング車	

災害対策本部設置以降

◇防護措置①<知事(災害対策本部本部長)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態	◇国からの要請事項等に対する対応を検討、決定	【想定される要請事項等】 ●対UPZ(30km圏)内地区 ・屋内退避準備要請 ・原子力緊急事態宣言、屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡	知事(災害対策本部本部長)	E-⑧		
2		◇防災危機管理監および関係部長へ当該防護措置の実施を指示	知事(災害対策本部本部長)	・防災危機管理監 ・関係部長(災害対策本部本部員)			
3	全面緊急事態	◇国からの指示案に対する回答(対応)を検討、決定	【想定される指示内容】 ●対UPZ(30km圏)内地区 ・屋内退避指示 ・避難(一時移転)準備指示 ・安定ヨウ素剤服用準備指示	知事(災害対策本部本部長)	E-⑧		
4		◇防災危機管理監および関係部長へ当該防護措置の実施を指示	知事(災害対策本部本部長)	・防災危機管理監 ・関係部長(災害対策本部本部員)			
5	(県内における緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過)	◇国からの指示案に対する回答(対応)を検討、決定	【想定される指示内容】 ●対OIL1またはOIL2基準値超過地区 ・避難(一時移転指示) ・地域生産物の出荷制限、摂取制限指示 ・安定ヨウ素剤服用指示	知事(災害対策本部本部長)	E-⑧		
6		◇防災危機管理監および関係部長へ当該防護措置の実施を指示	●対UPZ(30km圏)内地区 ・屋内退避指示(継続)	知事(災害対策本部本部長)			
7		●対OIL6基準値超過飲食物 ・当該飲食物の摂取制限指示	知事(災害対策本部本部長)				
8		◇防災危機管理監および関係部長へ当該防護措置の実施を指示	知事(災害対策本部本部長)	・防災危機管理監 ・関係部長(災害対策本部本部員)			
9		◇その他県独自の防護措置の実施について検討、決定	知事(災害対策本部本部長)	・防災危機管理監 ・関係部長(災害対策本部本部員)	E-⑧		
10		◇防災危機管理監および関係部長へ当該防護措置の実施を指示	知事(災害対策本部本部長)	・防災危機管理監 ・関係部長(災害対策本部本部員)			
11		◇必要に応じ、専門的支援の要請を検討、決定	知事(災害対策本部本部長)	・防災危機管理監 ・関係部長(災害対策本部本部員)			
12		◇防災危機管理監へ要請実施を指示	知事(災害対策本部本部長)	防災危機管理監			

2 実務遂行マニュアル
(2) 活動項目別 (確認シート)

◇防護措置①<知事 (災害対策本部本部長)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
13	(県内においてOIL基準値を超過)	◇必要に応じ、緊急消防援助隊、警察災害派遣等の応援の要請を検討、決定	知事 (災害対策本部本部長)		E-⑥		
14		◇防災危機管理監へ要請実施を指示	知事 (災害対策本部本部長)	防災危機管理監			
15		◇必要に応じ、自衛隊への災害派遣要請を検討、決定	知事 (災害対策本部本部長)		E-⑦		※市町からの要請または県独自判断
16		◇防災危機管理監へ要請実施を指示	知事 (災害対策本部本部長)	防災危機管理監			

◇防護措置②<副知事 (災害対策本部副本部長)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	◇防護措置の検討、決定、実施について本部長を補佐	副知事 (災害対策本部副本部長)	知事 (災害対策本部本部長)	E-⑥~⑧		

◇防護措置③<知事公室長 (災害対策本部本部長)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	◇オフサイトセンターへ移動	知事公室長 (災害対策本部本部長)		E-①~④	・公用車 ・防護服セット、全面マスク、個人被ばく線量計、デジタルカメラ、(衛星携帯電話)等を携行	※状況に応じて防災航空隊へリを利用 防災航空隊 TEL: FAX:
2		◇現地事故対策連絡会議へ出席	知事公室長 (災害対策本部本部長)				
3	全面緊急事態	◇原子力災害合同対策協議会へ出席	知事公室長 (災害対策本部本部長)				
4		◇関係者と防護措置を検討・調整	知事公室長 (災害対策本部本部長)	関係者			

◇防護措置④<防災危機管理監 (災害対策本部本部長)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇防護措置の実施について本部長、副本部長を補佐	防災危機管理監 (災害対策本部本部長)	・知事 (災害対策本部本部長) ・副知事 (災害対策本部副本部長)	E-⑥~⑧		
2		◇本部長からの指示に基づき防護措置を実施	防災危機管理監 (災害対策本部本部長)		E-⑥~⑧		

2 実務運行マニュアル
(2) 活動項目別(確認シート)

◇防護措置⑤<各部署長(災害対策本部本部員)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇当該部署に係る各防護措置の実施について本部長、副本部長を補佐	各部署長(災害対策本部本部員)	・知事(災害対策本部本部長) ・副知事(災害対策本部副本部長)			
2		◇本部長からの指示に基づき、当該部署に係る防護措置を実施	各部署長(災害対策本部本部員)				

◇防護措置⑥<各部署幹事課長(災害対策本部本部幹事)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇当該部署に係る各防護措置の実施について当該部署の本部員を補佐	各部署幹事課長(災害対策本部本部幹事)	各部署長(災害対策本部本部員)			

◇防護措置⑦<危機管理員および警察本部危機管理担当者(災害対策本部本部副幹事)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇当該部署に係る各防護措置の実施について、幹事とともに当該部署の本部員を補佐	危機管理員および警察本部危機管理担当者(災害対策本部副幹事)	各部署長(災害対策本部本部員)			

◇防護措置⑧<防災危機管理局副局長(災害対策本部事務局)>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇各防護措置の実施について本部長、副本部長を補佐	防災危機管理局副局長(災害対策本部事務局)		E-⑥~ ⑧		
2		◇本部長からの指示に基づき防護措置を実施	防災危機管理局副局長(災害対策本部事務局)				

◇防護措置⑨<災害対策本部事務局総務係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態	◇オフサイトセンターへ職員を派遣	災害対策本部事務局総務係			・公用車 ・防護服セット、全面マスク、個人被ばく線量計、デジタルカメラ、(衛星携帯電話)等を携行	※状況に応じて防災航空隊ヘリを利用 防災航空隊 TEL: FAX:
2		◇国からの要請事項について、事務局長、防災危機管理監と対応協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監			【想定される要請事項等】 ●対UPZ(30km圏)内地区 ・屋内退避準備要請 ・原子力緊急事態宣言、屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡

2 実務遂行マニュアル
(2) 活動項目別 (確認シート)

◇防護措置⑨<災害対策本部事務局総務係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
3	施設敷地緊急事態	◇国からの要請事項等について、関係機関(特に、長浜市、高島市)と連絡調整	災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室	B-⑩ E-⑧	・NTT電話 ・一斉指令装置 FAX	※IP-電話、IP-FAXも利用可
4	施設敷地緊急事態	◇国からの要請事項等に対する県の対応をOFC派遣職員を通じて国へ報告	災害対策本部事務局総務係	OFC派遣職員	B-⑩	・IP-電話 ・IP-FAX ・ノートPC(共有フォルダ)	
5	施設敷地緊急事態	◇国からの要請事項等に対する県の対応を関係機関へ連絡	災害対策本部事務局総務係	①長浜市、高島市 ②長浜土木事務所、高島土木事務所 ③湖北消防、高島市消防 ④警察本部警備第二課 ⑤自衛隊(今津、大津)	B-⑩	①②③⑤一斉指令装置FAXおよびNTT電話 ④防災FAXおよびNTT電話	※①②については、IP-FAX、IP-電話も利用可
				⑥①以外の市町 ⑦②以外の土木事務所 ⑧③以外の消防 ※⑨状況に応じて、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関を追加	B-⑩	⑥⑦⑧一斉指令装置FAX ⑨NTTFAX	
6	全面緊急事態	◇国からの指示案について、事務局長、防災危機管理監と対応協議	【想定される指示内容】 ●対UPZ(30km圏)内地区】 ・屋内退避指示 ・避難(一時移転)準備指示 ・安定ヨウ素剤服用準備指示	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監		
7			・避難(一時移転)準備について、健康医療班と協議	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部健康医療班		
8			・安定ヨウ素剤服用準備について、健康医療班および業務感染症対策班と協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部健康医療班 ・災害対策本部業務感染症対策班		
9	施設敷地緊急事態	◇国からの指示案について、関係機関(特に、長浜市、高島市)と連絡調整	災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室	B-⑩ E-⑧	・NTT電話 ・一斉指令装置 FAX	※IP-電話、IP-FAXも利用可
10	施設敷地緊急事態	◇国からの指示案に対する県の意見をOFC派遣職員を通じて国へ回答	災害対策本部事務局総務係	OFC派遣職員	B-⑩	・IP-電話 ・IP-FAX ・ノートPC	
11	施設敷地緊急事態	◇防護措置に係る決定事項を災害対策本部各班および関係機関へ伝達(情報共有)	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部各班		・直接配付 ・電子メール	

◇防護措置⑨<災害対策本部事務局総務係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
11	全面緊急事態	◇防護措置に係る決定事項を災害対策本部各班および関係機関へ伝達 (情報共有)	災害対策本部事務局総務係	①長浜市、高島市 ②長浜土木事務所、高島土木事務所 ③湖北消防、高島市消防 ④警察本部警備第二課 ⑤自衛隊 (今津、大津)	B-10	①②③⑤ 一斉指令装置FAX および NTT電話 ④ 防災FAX および NTT電話	※①②については、IP-FAX、IP-電話も利用可
				⑥①以外の市町 ⑦②以外の土木事務所 ⑧③以外の消防 ⑨指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関を追加		⑥⑦⑧ 一斉指令装置FAX ⑨ NTTFAX	
12		◇国からの指示に基づくUPZ内屋内退避に係る連絡調整	災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室 ほか	B-10	・NTT電話 ・一斉指令装置FAX	※IP-電話、IP-FAXも利用可
13		◇避難 (一時移転) 実施準備に係る連絡調整	災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室 ・警察本部 ・県バス協会事務局 ・災害対策本部健康医療班 ほか	B-10	・NTT電話 ・庁内内線	※長浜市、高島市については、IP-電話も利用可 ※詳細は、「広域避難実施要領」による。
14		◇安定ヨウ素剤配布準備に係る連絡調整	災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室 ・災害対策本部薬務感染症対策課 ほか		庁内内線	※長浜市、高島市については、IP-電話も利用可 ※詳細は、「広域避難実施要領」による。
15	(県内における緊急時モニタリング結果が0IL1、0IL2または0IL6に係る基準値を超過)	◇国からの指示案について、事務局長、防災危機管理監と対応協議	【想定される指示内容】 ●対0IL1または0IL2基準値超過地区 ・避難 (一時移転) 指示 ・地域生産物の出荷制限、摂取制限指示 ・安定ヨウ素剤服用指示	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監		
16			●対UPZ (30km圏) 内地区 ・屋内退避指示 (継続)	災害対策本部事務局総務係			
17			●対0IL6基準値超過飲食物 ・当該飲食物の摂取制限指示	災害対策本部事務局総務係			
18			・避難 (一時移転) について、健康医療班と協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部健康医療班		
19			・安定ヨウ素剤服用について、健康医療班および薬務感染症対策班と協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部健康医療班 ・災害対策本部薬務感染症対策班		
20			・地域生産物の出荷制限および飲食物の摂取制限について、生活衛生班および農業経営班等と協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部生活衛生班 ・災害対策本部農業経営班 ほか		

2 実務遂行マニュアル
(2) 活動項目別(確認シート)

◇防護措置⑨<災害対策本部事務局総務係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
21	(県内における緊急時モニタリング結果がO I L 1、O I L 2またはO I L 6に係る基準値を超過)	◇国からの指示案について、関係機関(特に、長浜市、高島市)と連絡調整	災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室 ほか	B-⑩ E-⑧	・NTT電話 ・一斉指令装置 FAX	※IP-電話、IP-FAXも利用可
22		◇国からの指示案に対する県の意見をOfc派遣職員を通じて国へ回答	災害対策本部事務局総務係	・Ofc派遣職員	B-⑩	・IP-電話 ・IP-FAX ・ノートPC(共有フォルダ)	
23		◇防護措置に係る決定事項を災害対策本部各班および関係機関へ伝達(情報共有)	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部各班		・直接配付 ・電子メール	
24		①長浜市、高島市 ②長浜土木事務所、高島土木事務所 ③湖北消防、高島市消防 ④警察本部警備第二課 ⑤自衛隊(今津、大津)	B-⑩	①②③⑤一斉指令装置FAXおよびNTT電話 ④防災FAXおよびNTT電話	※①②については、IP-FAXも利用可		
25		⑥①以外の市町 ⑦②以外の土木事務所 ⑧③以外の消防 ⑨指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関を追加	B-⑩	⑥⑦⑧一斉指令装置FAX ⑨NTTFAX			
26	◇避難(一時移転)に係る連絡調整	・避難先 ・避難手段 ・避難経路 ・避難中継所の設置(運営)	災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室 ・警察本部 ・県バス協会事務局 ・災害対策本部健康医療班 ほか	B-⑩	・NTT電話 ・庁内内線	※詳細は、「広域避難実施要領」による。
27	◇地域生産物の出荷制限、摂取制限に係る連絡調整		災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室 ・災害対策本部生活衛生班 ・災害対策本部農業経営班 ・関係団体 ほか		・庁内内線 ・NTT電話	
28	◇安定ヨウ素剤配布に係る連絡調整		災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室 ・災害対策本部健康医療班 ・災害対策本部薬務感染症対策班 ほか		・NTT電話 ・庁内内線	※詳細は、「広域避難実施要領」による。
29	◇飲食物摂取制限に係る連絡調整		災害対策本部事務局総務係	・長浜市防災危機管理課 ・高島市原子力防災対策室 ・災害対策本部生活衛生班 ・災害対策本部農業経営班 ・関係団体 ほか		・NTT電話 ・庁内内線	

◇防護措置⑨<災害対策本部事務局総務係>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
30	（県内における緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過）	◇必要に応じ、専門的支援を要請	・事務局長、防災危機管理監と協議 災害対策本部事務局総務係				※防災危機管理監は、本部長等と協議、決定
31		・専門的支援を要請 災害対策本部事務局総務係			NTT電話		
32	（県内における緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過）	◇必要に応じ、緊急消防援助隊、警察災害派遣の応援を要請	・事務局長、防災危機管理監と協議 災害対策本部事務局総務係		E-⑥		※防災危機管理監は、本部長等と協議、決定
33		・緊急時消防援助隊、警察へ応援を要請 災害対策本部事務局総務係			・NTT電話 ・防災FAX		
34	（県内における緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過）	◇必要に応じ、自衛隊へ災害派遣を要請	・事務局長、防災危機管理監と協議 災害対策本部事務局総務係		E-⑦		※市町からの要請または県独自判断による。 ※防災危機管理監は、本部長等と協議、決定
35		・自衛隊（今津駐屯地）へ災害派遣を要請 災害対策本部事務局総務係 【連絡必要事項】 ・災害状況および派遣を要する理由 ・派遣希望期間 ・派遣希望区域、活動内容 ・要請責任者の職・氏名 ・特殊携行装置または作業の種類 ・派遣地への最適経路 ・連絡場所、現地責任者の職・氏名	・陸上自衛隊今津駐屯地		・NTT電話 ・防災FAX	陸上自衛隊今津駐屯地第3係 TEL：・	
36	（県内における緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過）	◇要請および応援活動を記録	・要請先 ・要請内容 ・応援部隊の到着日時、人員 ・責任者の氏名、連絡先 ・活動期間 ・活動結果 ・撤収日時 災害対策本部事務局総務係				

2 実務遂行マニュアル
(2) 活動項目別(確認シート)

◇防護措置⑩<対策拠点施設(OFC)派遣職員>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	施設敷地緊急事態以降	◇オフサイトセンターへ移動	OFC派遣職員		E①~④	・公用車 ・防護服セット、全面マスク、個人被ばく線量計、デジタルカメラ、(衛星携帯電話)等を携行	※状況に応じて防災航空隊へリを利用 防災航空隊 TEL: FAX: ※各オフサイトセンター滋賀県ブース
2		◇国からの要請事項について、関係文書を送付後、災害対策本部事務局総務係と連絡調整	【想定される要請事項等】 ●対UPZ(30km圏)内地区 ・屋内退避準備要請 ・原子力緊急事態宣言、屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-① ・NTT電話 ・IP-電話 ・IP-FAX ・ノートPC(共有フォルダ)	
3		◇国関係者へ国からの要請事項に対する県の対応を報告	OFC派遣職員	原子力防災専門官等関係者			
4		◇知事公室長は、現地事故対策連絡会議へ出席し、会議結果を災害対策本部へ報告	OFC派遣職員(知事公室長)	・知事(災害対策本部本部長) ・副知事(災害対策本部副本部長)		・NTT電話 ・IP-電話 ・IP-FAX ・ノートPC(共有フォルダ)	
5		◇知事公室長(現地事故対策連絡会議へ出席)を補佐	OFC派遣職員	知事公室長			※知事公室長が未到着の場合、代理出席し、会議結果を災害対策本部(事務局長または情報係長)へ報告
6	全面緊急事態	◇国からの指示案について、関係文書を送付後、災害対策本部事務局総務係と連絡調整	【想定される指示内容】 ●対UPZ(30km圏)内地区 ・屋内退避指示 ・避難(一時移転)準備指示 ・安定ヨウ素剤服用準備指示	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	・NTT電話 ・IP-電話 ・IP-FAX ・ノートPC(共有フォルダ)	
7		◇国関係者へ国からの指示案に対する県の意見を報告(国関係者と指示内容について検討・調整)	OFC派遣職員	原子力防災専門官等関係者			
8		◇知事公室長は、原子力災害合同対策協議会へ出席し、会議結果を災害対策本部へ報告	OFC派遣職員(知事公室長)	・知事(災害対策本部本部長) ・副知事(災害対策本部副本部長)		・NTT電話 ・IP-電話 ・IP-FAX ・ノートPC(共有フォルダ)	
9		◇知事公室長(原子力災害合同対策協議会へ出席)を補佐	OFC派遣職員	知事公室長			※知事公室長が未到着の場合、代理出席し、会議結果を災害対策本部(事務局長または情報係長)へ報告

◇防護措置⑩<対策拠点施設(OFC)派遣職員>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
10	(県内においてOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過)	◇国からの指示案について、関係文書を送付後、災害対策本部総務係と連絡調整	【想定される指示内容】 ●対OIL1またはOIL2基準値超過地区 ・避難(一時移転)指示 ・地域生産物の出荷制限、摂取制限指示 ・安定ヨウ素剤服用指示	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-⑩	・NTT電話 ・IP-電話 ・IP-FAX ・ノートPC(共有フォルダ)
11		●対UPZ(30km圏)内地区 ・屋内退避指示(継続)	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-⑩		
12		●対OIL6基準値超過飲食物 ・当該飲食物の摂取制限指示	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-⑩		
13		◇国関係者へ国からの指示案に対する県の意見を報告(国関係者と指示内容について検討・調整)	OFC派遣職員	原子力防災専門官等関係者			

◇防護措置⑪<災害対策本部総務班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇避難(一時移転)実施を支援	・県有車両を配車	災害対策本部総務班	関係市町等		県有車両

◇防護措置⑫<災害対策本部循環社会推進班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇避難(一時移転)実施を支援調整	・避難施設の廃棄物処理状況を把握等	災害対策本部循環社会推進班	関係市町等		
2		・避難施設のし尿処理状況を把握等	災害対策本部循環社会推進班	関係市町等			
3		・避難施設に仮設トイレを設置状況を把握等	災害対策本部循環社会推進班	関係市町等			

◇防護措置⑬<災害対策本部森林政策班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇林産物の出荷制限を実施		災害対策本部森林政策班	関係団体、業者等		

2 実務遂行マニュアル
(2) 活動項目別 (確認シート)

◇防護措置⑭<災害対策本部健康福祉政策班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	(施設敷地緊急事態) 全面緊急事態	◇屋内退避・避難(一時移転)実施を支援	●県社会福祉協議会へ屋内退避・避難(一時移転)情報を提供	災害対策本部健康福祉政策班	県社会福祉協議会		
2			●社会福祉施設に係る要配慮者情報の収集・整理	災害対策本部健康福祉政策班			
3			●食料・物資を供給(食料等の供給に当たっては災害救助法の適用が前提となる。) ・各市町の要請に基づき、県の備蓄物資を供給 ・必要に応じて各種協定を基に、食料・物資を市町へ斡旋	災害対策本部健康福祉政策班	・関係市町 ・関係団体(各種協定締結団体)など		

◇防護措置⑮<災害対策本部健康医療班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考	
1	(施設敷地緊急事態) 全面緊急事態	◇避難(一時移転)実施を支援	●スクリーニング会場の設営	災害対策本部健康医療班		・養生シート ・養生テープ	※詳細は、「緊急被ばく医療マニュアル」および「広域避難実施要領」による。	
2			●スクリーニングの実施 ・県放射線技師会、被ばく医療機関へ要員の派遣を要請	災害対策本部健康医療班	・県放射線技師会 ・被ばく医療機関(長浜赤十字病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学附属病院)	・GM管式サーベイメータ ・アイソレーションガウン ・綿マスク		
3			●(簡易)除染の実施	災害対策本部健康医療班				
4		◇その他緊急被ばく医療の実施		災害対策本部健康医療班	各被ばく医療機関			

◇防護措置⑯<災害対策本部医療福祉推進班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	(施設敷地緊急事態) 全面緊急事態	◇屋内退避・避難(一時移転)実施を支援	●高齢者福祉施設へ屋内退避・避難(一時移転)情報を提供	災害対策本部医療福祉推進班	・各高齢者福祉施設		
2			●避難施設の開設・運営を支援 ・地域住民、ボランティア組織等に協力を要請	災害対策本部医療福祉推進班	・関係市町 ・ボランティア組織 ・地域住民 など		
3		●市町との連携により高齢者福祉施設に係る避難者情報を収集・整理 [収集項目(例)] 氏名、生年月日、性別、住所、負傷の有無、負傷の状況、現在の居所等	災害対策本部医療福祉推進班	・関係市町 (・高齢者福祉施設)			※個人情報保護に十分留意

◇防護措置⑰<災害対策本部障害福祉班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	(施設敷地緊急事態) 全面緊急事態	◇屋内退避・避難(一時移転)実施を支援	●障害者支援施設等へ屋内退避・避難(一時移転)情報を提供	災害対策本部障害福祉班	各障害者支援施設等		
2			●避難施設の開設・運営を支援 ・地域住民、ボランティア組織等に協力を要請	災害対策本部障害福祉班	・関係市町 ・ボランティア組織 ・地域住民 など		
3		●市町との連携により児童福祉施設、障害者支援施設および障害福祉サービス事業所等に係る避難者情報を収集・整理 [収集項目(例)] 氏名、生年月日、性別、住所、負傷の有無、負傷の状況、現在の居所等	災害対策本部障害福祉班	・関係市町 (・児童福祉施設) (・障害者支援施設) (・障害福祉サービス事業所)			※個人情報保護に十分留意

◇防護措置⑱<災害対策本部生活衛生班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	(施設敷地緊急事態) 全面緊急事態	◇屋内退避・避難(一時移転)実施を支援	・避難者のペットへの対応	災害対策本部生活衛生班	避難者		
2		◇飲食物の摂取制限を実施	※飲料水については、摂取制限を実施する水道事業者を支援	災害対策本部生活衛生班	関係市町(上水道事業者)		
3		◇水道事業者による応急給水を支援		災害対策本部生活衛生班	・関係市町(上水道事業者) ・関係団体(協定締結団体) など		

◇防護措置⑱<災害対策本部子ども青少年班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	一施設敷地緊急事態 全面緊急事態	◇屋内退避・避難(一時移転)実施を支援	●児童福祉施設等へ屋内退避・避難(一時移転)情報を提供	災害対策本部子ども・青少年班	各児童福祉施設等		
			●避難施設の開設・運営を支援 ・地域住民、ボランティア組織等に協力を要請	災害対策本部子ども・青少年班			
			●市町との連携により児童福祉施設および婦人保護施設に係る避難者情報を収集・整理 [収集項目(例)] 氏名、生年月日、性別、住所、負傷の有無、負傷の状況、現在の居所等	災害対策本部子ども・青少年班	・関係市町 (・児童福祉施設) (・婦人保護施設)		

◇防護措置⑳<災害対策本部業務感染症対策班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	一施設敷地緊急事態 全面緊急事態	◇避難(一時移転)実施を支援	●必要な医薬品等の供給に関し、関係機関、関係団体と連絡調整	災害対策本部業務感染症対策班	・安定ヨウ素剤備蓄関係機関 ・医薬品関係団体、事業者 ・関係市町	・安定ヨウ素剤 ・その他医薬品	※安定ヨウ素剤に係る詳細は、「緊急被災者医療マニュアル」および「広域避難実施要領」による。

◇防護措置㉑<災害対策本部商工政策班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	一施設敷地緊急事態 全面緊急事態	◇屋内退避・避難(一時移転)実施を支援	●生活関連物資の確保に関し関係団体と連絡調整	災害対策本部商工政策班	生活関連物資関係団体		

◇防護措置㉒<災害対策本部観光交流班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	一施設敷地緊急事態 全面緊急事態	◇屋内退避・避難(一時移転)実施を支援	●観光施設等への屋内退避・避難(一時移転)情報の提供を関係町等へ要請	災害対策本部観光交流班	各観光施設		
			●避難施設の開設・運営を支援 ・外国語通訳の確保に関し、関係団体と連絡調整	災害対策本部観光交流班	県国際協会等		

◇防護措置㉓<災害対策本部農業経営班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇農作物の出荷制限を実施	災害対策本部 農業経営班	・関係団体 ・事業者 ・関係市町			

◇防護措置㉔<災害対策本部畜産班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇畜産物の出荷制限を実施	災害対策本部 畜産班	畜産関係団体、事業者			

◇防護措置㉕<災害対策本部水産班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇水産物の出荷制限を実施	災害対策本部 水産班	水産関係団体、事業者			

◇防護措置㉖<災害対策本部スポーツ健康班>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	(施設敷地緊急事態)	◇屋内退避・避難(一時移転)実施を支援	●学校その他教育機関へ屋内退避・避難(一時移転)情報を提供	災害対策本部 スポーツ健康班	・関係市町教育委員会 事務局 ・学校その他教育機関		
2	全面緊急事態	●市町との連携により学校その他教育機関に係る避難者情報を収集・整理 [収集項目(例)] 氏名、生年月日、性別、住所、負傷の有無、負傷の状況、現在の居所等	災害対策本部 スポーツ健康班	・関係市町教育委員会 事務局 (・学校その他教育機関)			※個人情報保護に十分留意

2 実務遂行マニュアル
(2) 活動項目別(確認シート)

◇防護措置㉗<災害対策本部企業部>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇飲料水の摂取制限を実施	災害対策本部企業部	関係市町(上水道事業者)			※詳細は、企業庁が定めるところによる。
2		◇飲料水を供給 ・各種協定を基に(参考に)、飲料水を確保 ・給水資機材を確保 ・給水タンク車を確保 ・給水タンク車により飲料水を供給	災害対策本部企業部	関係市町(上水道事業者)			※詳細は、企業庁が定めるところによる。

地方本部

◇防護措置㉘<地方本部>

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式等	資機材	備考
1	全面緊急事態	◇屋内退避実施を支援 ・管内各施設等へ屋内退避情報を提供	災害対策地方本部事務局(土木班)	管内各施設			
2	(県内においてOIL1, OIL2またはOIL6に係る基準値を超過)	◇随時、災害対策本部事務局から防護措置に係る情報を受領	災害対策地方本部事務局(土木班)	災害対策本部事務局総務係			
3	(県内においてOIL1, OIL2またはOIL6に係る基準値を超過)	◇避難(一時移転)実施を支援 ・管内各施設等へ避難(一時移転)情報を提供	災害対策地方本部事務局(土木班)	管内各施設			
4		・健康医療班と連携し、スクリーニング会場を設置・運営	・災害対策地方本部事務局(土木班) ・災害対策地方本部健康福祉班	災害対策本部健康医療班			
5		・市町における避難施設の開設・運営を支援	・災害対策地方本部事務局(土木班) ・災害対策地方本部健康福祉班	関係市町			

